

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型） を実施する補助事業者の公募についての公示

令和8年3月17日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

この度、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）を実施する補助事業者の公募について公示する。

※本事業は、令和8年度予算によるものであり、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように、予算成立前に募集手続きを行うものです。したがって、国会における令和8年度予算成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業者の採択の遅れ等があり得ることをあらかじめご了承ください。

※「広域モデル策定型」の第2回以降の公募及び「地域モデル実装型」を実施する者の公募については別途お知らせします。

1. 事業の目的

本事業は、地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）が災害発生時に備えて実施するモデル的取組を支援することで、大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資することを目的とするものである。

2. 補助対象とする事業の概要

【広域モデル策定型】

実施主体：地域グループ

実施内容：木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修・訓練等、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じたモデル的取組
なお、本事業において特に重点的な取組が期待されるテーマを「重点課題」として示す（重点課題の詳細は説明書による。）。

補助率：定額

補助限度額：10,000千円／地域グループ

3. 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、原則として下表の業種の事業者等からなる地域グループであって、次の（1）から（6）までの全てを満たすことを要件とする。

- (1) 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。
- (6) 以下に該当する者ではないこと。
 - 過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

表 地域グループの構成員の要件（原則）

業種	構成員数
I 原木供給（素材生産事業者・原木市場等）	3事業者以上
II 製材・集成材製造・合板製造	3事業者以上
III プレカット加工・建材流通 （非木材住宅資材を扱う事業者を含む）	3事業者以上
IV 設計	3事業者以上
V 施工	15事業者以上
VI DX関連事業者	1事業者以上
VII その他（リフォーム業者、不動産業者、非木造住宅供給事業者等）	任意

※ 重点課題に対応した取組で、特に先導性・新規性が認められるもの（重点課題対応事業）については、地域グループの要件（業種・構成員数）を満たしていない場合でも、提案内容に応じた構成になっていれば提案が可能。

4. 事業期間（予定）

採択後 ～ 令和9年1月下旬

5. 事業の要件

補助を受けようとする事業は、次の（1）から（3）までの全てを満たすことを要件と

する。

- (1) 地域グループが事業を実施すること。
- (2) 地域グループは、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築に取り組むこと。
- (3) 広域モデル策定型を行う地域グループとして、災害協定等の内容に基づき、事前に取り組む必要のある課題についての分析を行い、実施しようとする内容が当該課題に向けて適切なものとなっていること。

6. 公募要領の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

公示日から令和8年4月17日（金）18:00まで

(2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室（担当者：高久・櫻井）

電子メール takaku-h2u4@mlit.go.jp / hqt-mokuzou@ki.mlit.go.jp

(3) 方法

上記担当部局にて電子媒体をもって配布する。

公募要領の交付を希望する場合は、(2)の電子メールアドレスへその旨連絡すること。

(4) 応募に関する質問の受付

応募に関する質問は、電子メールにて受け付ける。来訪等による問い合わせには対応しないので留意すること。

7. 提案書等の提出期限及び方法

(1) 提出期限

<5月までに事業を開始する地域グループ>

令和8年3月30日（月）18:00まで（必着）

<その他の地域グループ>

令和8年4月28日（火）18:00まで（必着）

(2) 提出先

6. (2)の担当部局

(3) 方法

以下のソフト及び形式で作成したデータを電子メールで提出すること。

「Just System 一太郎」 「Microsoft Word」

「Microsoft Excel」 「Adobe Acrobat Reader」

(4) 提出に当たっての留意点

・当該文書の真正性を担保するため、以下①～③に従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること

② メール件名に正式な申請である旨を記載すること（例：【正式申請：〇〇協会】令

和8年度暮らし安事業（広域モデル策定型）提案書）

- ③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後10年間保存すること
- ・着信を確認すること。
 - ・提案書は、極力10メガバイト程度以内とすること。

8. 審査・採択方法

提出された提案書等について、書類審査等による評価（有識者からなる評価委員会における評価を含む。）を行い、一定の評価を得た提案書等を提出した者を当該事業に係る令和8年度予算の範囲内で採択する。

採択された提案に係る補助金額の上限は、有識者による評価を踏まえて決定し、採択通知時に合わせて通知する。

なお、重点課題に対応した提案のうち、特に評価の高いものについては、優先配分を行うとともに、地域グループの要件緩和を可能とする。

9. 留意事項

（1）不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じ、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

（2）経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならない。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・ 本事業の交付申請には、関係会社等^{*}からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・ 本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・ 虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。

※ 「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

(4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

10. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は5. (2)に同じ。
- (3) 提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を、提案書等を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募説明書による。

以上